

平成29年度国民健康保険税

税率を前年度据置きに決定

平成29年度国民健康保険税の税率は前年度据置きと決定しました。この決定は算定の基礎となる前年分の所得が確定したこと、平成28年度国民健康保険特別会計の収支の見込みがつかないこと及び今後の医療費の動向を勘案したうえで決定したものです。

国保税の計算方法

国民健康保険税は、医療分と支援金分（後期高齢者医療支援金分）と介護分（介護保険第2号被保険者が含まれる世帯）の合計金額となります。

国民健康保険税とは...	
医療分	医療費の支払いなどに使用
支援金分	後期高齢者医療制度を支える財源
介護分	介護保険制度を支える財源

平均保険税負担額は1・6%増

国民健康保険税の税率が

平成29年度 国民健康保険税の税率 (前年度据置き)

	医療分		支援金分		介護分	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
所得割	6.24%	6.24%	2.52%	2.52%	1.85%	1.85%
均等割	24,000円	24,000円	9,200円	9,200円	9,200円	9,200円
平等割	20,800円	20,800円	8,400円	8,400円	5,400円	5,400円
課税限度額	54万円		19万円		16万円	

1世帯及び1人あたりの平均保険税負担額 (年額)

	医療分		支援金分		介護分		合計	
	1世帯	1人	1世帯	1人	1世帯	1人	1世帯	1人
29年度	122,000円	63,016円	48,035円	24,811円	29,973円	24,465円	184,775円	95,441円
28年度	112,028円	62,444円	43,460円	23,016円	30,174円	24,282円	168,534円	93,941円
増減額	9,972円	572円	4,575円	1,795円	△201円	183円	16,241円	1,500円
増減率	8.9%	0.9%	10.5%	7.8%	△0.7%	0.8%	9.6%	1.6%

前年度据置きと決定され、一人あたりの平均保険税負担額は昨年と比べ1・6%増となりました。これは、国民健康保険被保険者の世帯当たりの課税標準額の増加によるものです。今年度は被保険者の税負担をできる限り軽減するため、国民健康保険特別会計の平成28年度繰越金から約2千3百万円を充当し、保険税率を前年度据置きとしました。

東日本大震災における国民健康保険税の特別な財政支援措置

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う帰還困難区域等、上位所得者※を除

く旧避難指示区域等および旧居住制限区域等の被保険者の一部負担金免除および保険税の減免に係る財政支援は、平成30年3月末まで延長されました。※国民健康保険の世帯基礎控除分(33万円)を除いた額が600万円を超える世帯。

国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

保険税の均等割額と平等割額が所得に応じた軽減される措置について、同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額の合計額が、次の所得の基準を満たす場合に軽減されます。

	28年度	29年度
7割軽減	基礎控除額(33万円)以下	基礎控除額(33万円)以下
5割軽減	基礎控除額(33万円) + 26.5万円×被保険者数※	基礎控除額(33万円) + 27万円×被保険者数※
2割軽減	基礎控除額(33万円) + 48万円×被保険者数※	基礎控除額(33万円) + 49万円×被保険者数※

※被保険者には、同じ世帯の中で国保から後期高齢者医療制度に移行した方も含まれます。

納付義務者と納付方法

国民健康保険税の納税通知書は、納税義務者である世帯主へ届けます。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、家族の中に国民健康保険被保険者がいる場合、世帯主が納税義務者となります。

納付方法は、①年金天引きによる納付(特別徴収)、②納付書による現金納付、③口座振替による納付の3通りですので、納税通知書を確認ください。国民健康保険税は国民健康保険制度運営のための大切な財源です。忘れずに納期限内に納めましょう。

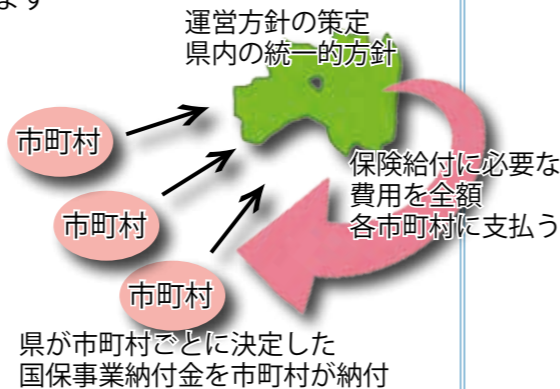
平成30年4月から国民健康保険制度が変わります

— 福島県も国民健康保険制度を担います —

改革の背景

増大する医療費などの課題

- 国民健康保険の被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高い。
- 少子高齢化が進むことにより、現役世代の負担が増大となる。
- 一人あたりの医療費、所得、保険料に市町村間の格差がみられる。



改革の方向性

国民皆保険を将来にわたって堅持するために

- 国民健康保険制度の安定化。
- 世代間、世代内の負担の公平化。 ⇒ **県が財政運営を担う**
- 医療費の適正化を図り、疾病予防、健康推進、後発医薬品の使用促進などに努める。

見直しの効果1

県内で保険料負担の公平な支えあい

- 県が財政運営をする新しい仕組みとなる。
- 保険料の賦課・徴収について、今までは町独自で保険料を算定して賦課してきたが、改正後は、県が設定する標準保険料率を参考に保険料率を定め、町が保険料を賦課・徴収する。
- 低所得者に対する保険料軽減措置の拡充。

見直しの効果2

サービスの拡充と保険者機能の強化

- 県内で引っ越した場合、引っ越し前と同じ世帯と認められるときは、高額療養費の上限支払い回数のカウントが通算される。
- 県内統一の運営方針を定め、町が担う事務の効率化、標準化、広域化が推進される。

◆問い合わせ 保健福祉課国保係 ☎ 585-2785